# ねんきんコーナー



## 保険料が免除されます 産前産後期間の国民年

制度です。 年金保険料が一定期間免除される 点から国民年金第1号被保険者が 出産をされた際、産前産後の国民 免除制度は、 産前産後期間の国民年金保険料 次世代育成支援の観

る月の前月から4カ月間(以下「産 年金保険料が免除されます。 前産後期間」といいます。)の国民 出産予定日または出産日が属す

保険料が免除されます。 3カ月前から6カ月間の国民年金 予定日または出産日が属する月の なお、多胎妊娠の場合は、 出産

※出産とは、妊娠8日(4カ月)以 上の出産をいいます。 (死産、流産、 早産された方を

含みます。)

平成31年2月1日以降に出産され た方、出産予定の方 ◆届出時期 国民年金第1号被保険者」で

出産予定日の6カ月前から可能

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 本庁 住民課 住基戸籍係

## 手続きに必要なもの

1申出書

ウンロードできます。年金事務所、 日本年金機構のホームページでダ 役場窓口にも備えています。

2母子健康手帳など

母子手帳 \_出産前に届出をする場合]

明らかにする書類 明など出産日および親子関係を 者と子が別世帯の場合は出生証 原則不要です。ただし、 出産日は役場で確認できるため [出産後に届出をする場合] 被保険

3個人番号(マイナンバー)により ンバーカードの表・裏両面また 届出を提出する場合は、 び②を提示してください。 お持ちでない場合は、下記①およ ナンバーカード)をご提示ください。 する場合は、個人番号カード(マイ 届出本人が窓口で届出書を提出 届出を行う場合 郵送で直接年金事務所に マイナ

①マイナンバーが確認できる書類

てください。

は①および②のコピーを添付し

②身元(実存)確認書(運転免許証 がある住民票の写し パスポート、在留カー ドなど)

へよくあるご質問>

№平成31年3月に出産しました。 ●出産後でも届出ができます。こ ❷出産後の届出はできますか? されますか? 何月分の保険料から免除が適用 月までの6カ月間となります。 の属する月の3カ月前から翌々 までの4カ月間となります。 の場合の産前産後期間は、 日の属する月の前月から翌々月 多胎妊娠の場合は、 出産日 出産 な

№制度の施行が平成31年4月から の適用となります。 4月分と5月分の保険料が免除 のため、3月に出産した場合は、

▲産前産後期間について、保険料 ❷保険料を前納していますが、 ☞産前産後期間は付加保険料を 前産後期間の保険料は還付され は免除されますが、付加保険料 付することができますか? は納付することができます。 産 納

 $A_4$ 一保険料を納付されている場合、 産前産後期間の保険料は還付さ

れます。

知カード、

個人番号の表示

●産前産後期間として認められた ☞産前産後期間の免除は、 間として扱われますか? を計算するときにどのような期 年金額

として老齢基礎年金の受給額に 期間は、保険料を納付したもの 反映されます。



### 11月30日 (いいみらい) は 「年金の日」です

認し、将来の生活設計について考 えてみませんか。 ご自身の年金記録や見込額を確 「ねんきんネット」では、パソ

試算も可能です。 件を設定した上で、年金見込額の 自身の年金記録からさまざまな条 も年金記録を確認できるほか、ご コンやスマートフォンからいつで

http://www.nenkin.go.jp/n\_net/ 構ホームページをご覧ください。 ご利用については、日本年金機

○お問い合わせ 本庁 住民課 住基戸籍係

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 43-2800 0

日本年金機構幡多年金事務所 55-3701

広報くろしお №188 2021(令和3)年11月号

**•**相談

斜 教育

**冷** スポーツ·健康